

# 新型コロナウイルス感染症 相談・受診フロー（濃厚接触者向け）

保健所から  
濃厚接触者と  
特定された方

保健所の調査の結果、患者の発症日の2日前から以下のいずれかに該当する接触があった方が濃厚接触者の対象になり、対象者には保健所から連絡をします。

1. 患者と同居あるいは長時間の接触があった者
2. 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた者
3. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
4. 手が触れる事のできる距離（約1m）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上接触があった者

保健所が濃厚接触者に連絡し、受診先を案内  
(案内した以降は濃厚接触者から保健所に連絡・相談)

症状の程度や地域の実情に合わせて受診先を調整

緊急性が高い



救急外来

検査協力医療機関



検査実施機関

検体採取センター

※北部、浦添、那覇市・南部に設置（宮古、八重山は設置なし）

※中部は、中部地区医師会がホームページの問診サイトで検査協力医療機関を紹介

感染症指定医療機関

協力医療機関

陽性

陰性

入院（感染症指定医療機関・協力医療機関）

宿泊療養・自宅療養

※陽性者は原則入院だが、地域の状況に応じて宿泊療養・自宅療養となる場合がある

※受診する前や検査結果が出る前に  
容体が悪化した場合は、保健所に  
相談または救急外来を受診してく  
ださい。

患者との最終接触日から14日間は、濃厚接触者の  
まま健康観察を継続。健康観察中に発熱等の  
症状が出現した場合は、保健所に連絡し再検査。  
何も症状がみられなければ、再検査はなし。